

震災編

第4部 災害復興計画

第1章 復興の基本的考え方

狛江市に大規模な震災被害が発生したときは、すみやかに復興に関する方針を定めて対策を講じる必要がある。

復興に際しては、災害に強い安全なまちづくりに努めるとともに、誰もが安心して暮らせるよう、生活、保健、医療、福祉などの施策を総合的かつ計画的に進めることが重要である。

本市では、震災復興の基本目標を、市民・地域社会との連帯・協働による「安心・安全なまち」「快適で利便性のあるまち」の再建と定め、復興を図る。

第1節 生活復興

生活復興の目標	<ol style="list-style-type: none">1 被災者のくらしを一日も早く震災前の状態に戻し、その安定を図る。2 心身や財産に回復し難いダメージを受け、震災前のくらしに戻ることに困難な場合には、被災者が新しい現実の下で、それに適合したくらしを構築していくことができるようにする。
生活復興の推進	<ol style="list-style-type: none">1 個人や企業は自らの責任において、あるいは共に助け合って復興を図っていくことが基本であり、市は、都と協力して、被災者の復興作業が円滑に進むよう公的融資や助成、情報提供・指導・相談等を通じて自立のための環境整備を行う。2 自らの力のみでは生活の復興に特別の困難を伴う被災者に対しては、市は都と協議して医療、福祉等の施策を通じて、生活復興のための支援を行う。

第2節 都市復興

人びとがくらしやすく、住み続けることができる活力に満ちた狛江市をつくるため、次の点に留意して都市復興に取り組む。

- 1 特に大きな被害を受けた地区のみの復興にとどまらず、市全体の防災性の向上を目差し、都市基盤の向上や良好な市街地の形成を図り、災害に強い都市づくりを行う。
- 2 復興の整備水準は、窮状の回復にとどまらず、新しい事態の要請に応えられる質の高い都市の実現を目差す。このため、将来世代を含め人びとが快適なくらしや都市活動を営むことができる持続的発展が可能な都市にしていくことを目標とする。
- 3 市、市民、企業、都、国等との連帯・協働による都市づくりを行う。

第2章 復興体制

東京都では、震災により重大な被害を受けた場合で、すみやかに計画的な都市の復興等を図るため必要と認められるときは、都条例に基づく東京都震災復興本部を設置する。

狛江市においても、必要に応じて東京都に準じる体制をとる。

第3章 震災復興計画

第1節 震災復興計画基本方針の策定

都では、復興に係る基本方針(東京都震災復興基本方針)を策定し、この基本方針に基づいて、震災後6か月を目途に震災復興計画及び特定分野計画を策定する。

市においても、これに準じすみやかに策定する。

- 1 市長は、震災により重大な被害を受けた場合で、すみやかに計画的な都市の復興等を図るため必要と認めるときには、震災2週間を目途に、「震災復興基本方針」を策定する。
- 2 震災復興基本方針の策定にあたっては、次の事項に配慮する。
 - (1) 暮らしのいち早い再建と安定
 - (2) 安全で快適な生活環境づくり
 - (3) 計画・実施段階での市民参加と市民・地域社会との連携・協働

第2節 震災復興計画の策定

市長は、震災復興基本方針に基づき、被災後6か月以内を目途に、復興に係る市政の最上位の計画として、総合的な復興計画を策定する。この復興計画では、復興の基本目標と市が実施する復興事業の体系を明らかにする。

第3節 特定分野計画の策定

都市復興、住宅復興等その性質上、具体的な事業計画等を必要とする分野については、総合的な復興計画の策定と並行して、同じく震災復興基本方針に基づき個別の復興計画を策定する。

第4章 地域力を活かした分野別の復興プロセス

都は、平成9年に「東京都都市復興マニュアル」を、また、平成10年には「東京都生活復興マニュアル」を作成した。さらに平成15年3月には阪神淡路大震災（兵庫県南部地震）の検証等を実施し、2つのマニュアルを統合し、「東京都震災復興マニュアル」（復興施策編と復興プロセス編）を作成し、迅速かつ円滑に都市の復興と都民生活の再建を進める体制等の整備を図っている。

市では、このマニュアルをも踏まえ、地域力を活かした特定の分野別の具体的な復興計画を策定する。

第1節 都市復興

市は都と連携し、被害の状況を把握し、復興対策をつくるための「家屋被害概況調査」や、復興の基本的な考え方をまとめる「都市復興基本方針」の作成、無秩序な建築の制限を行う建築制限、復興への具体的な計画をまとめる「都市復興基本計画」や「復興まちづくり計画」の作成等を行う。

1 具体的な都市復興のプロセス

市及び都は、次の4つの段階を踏んで都市の復興を推進する。

第1段階（おおむね発災～1週間以内）

【市】

- (1) 家屋被害概況調査（1週間以内を目的）
 - 災害対策本部での被災情報収集
 - 家屋被害概況調査の実施
 - 家屋被害台帳の作成・整理・公表
- (2) 被害の状況に応じ、都に準じた震災復興本部の設置の検討

【都】

- (1) 家屋被害概況調査（1週間以内を目的）
 - 災害対策本部での被災情報の収集
 - 家屋被害概況調査の整理・公表
- (2) 震災対策本部の設置

第2段階（おおむね1週間～1ヶ月以内）

【市】

- (1) 家屋被害状況調査（1週間～1ヶ月以内を目的）
 - 調査の実施
 - 被害地図及び家屋被害台帳の作成・公表

震災編 第3部 第4章

(2) 都市復興基本方針の検討・策定・公表(2週間以内を目途)

(3) 建築制限(2週間~2ヶ月以内を目途)

建築制限区域(案)の作成

建築制限の指定・告示・実施

(4) 復興対象地区の設定、公表(1ヶ月以内を目途)

【都】

(1) 家屋被害状況調査

市への応援人員の配分調整

家屋被害状況調査の実施

家屋被害状況情報の整理・公表

(2) 都市復興基本方針の検討・策定・公表(2週間以内を目途)

(3) 第1次建築制限(2週間~2ヶ月以内を目途)

建築制限区域(案)の調整

指示・告示・実施

(4) 時限的市街地の検討

(5) 復興対象地区についての広域的視点での調整(1ヶ月以内を目途)

第3段階(おおむね1ヶ月~6ヶ月以内)

【市】

(1) 都市復興基本計画

骨子案の検討・策定・公表(2ヶ月以内を目途)

基本計画の検討・策定・公表(6ヶ月以内を目途)

(2) 被災市街地復興推進地域

都市計画決定

建築制限の実施

(3) 復興まちづくり計画・復興都市計画等

原案等の作成

周知

策定

【都】

(1) 都市復興基本計画

骨子案の検討・策定・公表(2ヶ月以内を目途)

基本計画の検討・策定・公表(6ヶ月以内を目途)

(2) 第2次建築制限(区市町村間の調整 知事の同意)

(3) 復興まちづくり計画・復興都市計画等

原案等の作成

震災編 第3部 第4章

周知

策定

(4) 時限的市街地

時限的市街地づくりの方針の策定

計画の立案

建設・運営

第4段階（おおむね6ヶ月～2年以内）

【市】

(1) 復興事業計画の決定

(2) 復興事業の推進

【都】

(1) 復興事業計画の決定

(2) 復興事業の推進

2 都市復興基本方針等の策定・公表

<p>都市復興基本方針 (発災から2週間～1ヶ月以内を目的)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 市民のくらしの再建を早期に実現する。 2 災害を繰り返すことのないよう、防災性を向上させ、誰もが安全で安心して住み続けられるまちづくりを進める。 3 高齢化時代に対応したまちづくりや都市景観の創出等に配慮したまちづくりを進める。 4 中枢管理機能の早期回復を進め、復興を図る。
<p>市街地復興整備条例の整備</p>	<p>市街地復興整備条例は、災害に強いまちづくりを迅速かつ計画的に推進することを目的として市が制定することになっている。</p> <p>被災した市街地の復興にあたり、その主体となる市は、被災者に対し都市復興に取り組む行政姿勢と市街地復興の道筋を明かにするとともに、復興対象地区を指定し、地区内で建築行為の制限や、建築の届出、指導などを適切に行う必要がある。</p> <p>このため、都が条例の目的、復興の理念、復興対象地区の指定、都市復興基本計画の策定、事業の推進、建築行為の届出等について定めた標準条例に基づき、制定することを検討する。</p>
<p>復興対象地区の設定・公表 (おおむね2ヶ月程度)</p>	<p>市街地復興整備条例に基づき、4つに区分し、復興対象地区を公表する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 重点復興地区 震災により、建築物の集中的倒壊若しくは面的焼失又は都市基盤施設の整備（以下「都市基盤等の整備等」という。）を緊急かつ重点的に行うことが必要な地区 2 復興促進地区 震災により、相当数の建築物等が倒壊又は焼失し、さらに、その地区内の一部の地域が建築物等の集中的倒壊若しくは面的焼失又は都市基盤施設の損壊等甚大な被害を被り、当該地区を含めた都市基盤施設の整備等を一体的に行うことが必要な地区 3 復興誘導地区 震災により、建築物等が倒壊又は焼失し、当該建築物等の更新を誘導することが必要な地区 4 一般地区 被災がほとんどみられない地区をいう。

3 都市復興基本計画（骨子案）の策定

(1) 狛江市都市復興基本計画（骨子案）の検討・策定

市の策定する都市復興基本計画（骨子案）は、以後、地域ごとに検討が進められる地域復興都市計画及び地域復興まちづくり計画の骨格を示すものであり、地域の実情を十分に加味して策定する。

このため、住民と行政の都市復興に対する考え方をあらかじめ共有するとともに、被災時に円滑に計画策定が図れるよう、都が示す「震災復興グランドデザイン」及び「区市町村都市復興基本計画（骨子案）策定指針」に基づいて検討する。

市は、復興対象地区区分を踏まえ、東京都都市復興基本計画（骨子案）との整合を図りながら、地域特性を加味した狛江市都市復興基本計画（骨子案）を策定する。

(2) 東京都都市復興基本計画（骨子案）の検討・策定

都は、平成13年に都が作成した「震災復興グランドデザイン」で示されている広域復興計画の考え方をベースにするるとともに、「東京構想2000」、「都市計画マスタープラン」、「防災再開発方針」等の基本方針を踏まえ、東京都都市復興基本計画策定委員会において調査・検討を行い、被災状況に則した東京都都市復興基本計画（骨子案）を策定する。

計画内容について国・周辺区市と調整・協議を行うため、都市復興計画連絡会議を開催する。

第2節 住宅復興

民間住宅の再建は自助努力が基本という原則を踏まえながら、行政による適切な支援を行う。このため、市及び都は、個人の自力再建を支援する施策の充実を図るとともに、これらの施策では再建が困難な被災者に対しては、住宅復興への道筋を明示するとともに、都と連携して、できるだけ多様な住宅対策を被災者に提供していくものとする。

第3節 くらしの復興

くらしの復興では、市民のくらしを震災前の状態に戻すこと及び元の暮らしに戻ることが困難な被災者に対して新たな状況に適合したくらしができるよう、医療・保健・福祉、教育・文化、外国人、市民生活、消費生活等に関する対策を総合的に推進する。